

山口県報

平成23年
9月2日
(金曜日)

目 次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の総覧(商政課).....

平成二十三年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....

教委公告

契約の締結.....

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示の一部改正
選管告示.....

山口県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間	山口県知事	二井関成
山口在宅クリニック	山口市赤妻町七番一三号	平成二十三年五月三十日	山口市赤妻町七番一三号	木梨クリニック
"	周南市三番町一丁目三	"	"	セガミ銀座薬局
"	銀座二丁目三四	"	"	"

山口県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間	山口県知事	二井関成
山口在宅クリニック	山口市赤妻町八番一八号	平成二十三年六月一日	山口市赤妻町八番一八号	木梨クリニック
あい歯科クリニック	防府市高倉二丁目五番二五号	平成二十三年六月一日	"	セガミ銀座薬局

山口県告示第三百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年九月一日

施術者の氏名	施術所住所	所在地	指定期間	山口県知事	二井関成
友田 功	宇部市末広町四番四〇一一号	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成
野中 弘仁	防府市上天神町一一番一號	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成
長嶺 文宣	美祢市秋芳町秋吉三六四八の二	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成

機関名	施術者の氏名	施術所住所	所在地	指定期間	山口県知事	二井 関 成
長嶺接骨院	天神通り整骨院	防府市上天神町一一番一號	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成
長嶺接骨院	美祢市秋芳町秋吉三六四八の二	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成
長嶺接骨院	野中弘仁	防府市上天神町一一番一號	平成二十三年四月二六日	平成二十三年四月二六日	二井 関 成	二井 関 成

山口県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月一日

名	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
称	主たる事務所	所在地	
の所在	地		
地			

山口県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県知事	二井 関 成
特定福祉用具販売事業者 名 称	特定福祉用具販売事業者 名 称
所在地 の所在事務所	所在地
柳井市中央二丁 目七番三〇号	柳井市中央二丁 目一七番四四号
さらや ケアメディカル	平成二二、 六、

平成二十三年九月一日

山口県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の第一項の規定により介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

井関成二 指定年月日
山口県知事 二種類の事業所の所在地在所称名介護予防事業者所主地務所在事又は所主事業者在所事又は所主

山口県告示第二百五十一号

アースサボ	株式会社中国マーシ	有限会社光永	合同会社末永	医療法人相川	"	"	有限会社更家
番号丁目柳井市七番中央三二〇	号丁工広島市西区自一センターハイウェイ番一六	号二二丁部市新天町三番七	○五萩市大字山田九口市六四の四司	五山口市六四の四司	" "	" "	号丁柳井市七番中央三二〇
ルケさらやアメデイカ	呼坂店オリーブ薬局	ス型リハビリ特化	デイサーアイホス	あい保健康施設	介短期入所生活口	あい保健康施設	あい保健康施設
四号丁柳井市七番中央二二	坂周南市六字呼	号二二丁部市新天町三番七	○五萩市大字山田九口市六四の四司	五山口市六四の四司	" "	" "	四号丁柳井市七番中央二二
与用防介具福護貸祉予	理療防介指導管宅予	介防介護所予	シリリテハ通護所予	活入防介護生期予	養入防介護療期予	介防介護生期予	介防介護療期予
平成二、三、六、	"	"	"	平成二、三、五、	平成一、四、八、	平成一、四、八、	平成一、四、八、

山口県知事
二井 開成

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月一日

特定介護予防福祉用具販売事業者
名 称 柳井市中央一丁目七番二〇号
所在地 柳井市中央一丁目一七番二四号
指定年月日 平成二十三年六月一一日



総覧に供します。

平成二十三年九月一日

申請のあつた年月日 平成二十三年八月十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 はぐ
代 表 者 の 氏 名 大野みどり
主たる事務所の所在地 岩国市山手町二丁目四〇番一一号

三 定款に記載された目的
高齢者、障がい児及び障がい者並びに不登校、問題行動、引きこもり等心の悩みを抱える青少年等の地域における生活の支援を充実させるために福祉サービスに関する事業を提供するとともに、障がいの有無や世代を超えた相互理解を中心として地域の連帯を図り、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与する。

(一七一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 閥 成

一 申請のあつた年月日 平成二十三年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 障害年金と後見制度を考える会
代 表 者 の 氏 名 徳原 勝人
主たる事務所の所在地 周南市毛利町一丁目三番一号

三 定款に記載された目的
障害年金や成年後見制度についての理解を深め、また啓蒙活動を通じて、地域社会に対して、高齢者や障害者の生命の保全と生活の維持に関する事業を行い、健康な街づくりに寄与すること。

(一七二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の

一 申請のあつた年月日 平成二十三年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人萩子どもセンター
代 表 者 の 氏 名 加藤 善隆
主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

三 定款に記載された目的
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の

(一七五) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覽

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり総覽に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事
二井 関成

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案
下関市竹崎町四丁目一の一部、一の二、一の三の一部、一の五の一部、一の二、
一の二四、一の五〇、一の五一、一の五二、一の五三、一の五六、一の五七及び
一の六〇の一部並びに東大和町一丁目一の四七

平成二十三年九月一日から同月十六日まで

山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課

(一七六) 平成二十三年度後期実施技能検定試験の実施

す。
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成一十三年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十三年九月二日

山口県知事
二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

- 1 特級の技能検定

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2
一級及び二級の技能検定

の 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも

職種												試験科目					
さく井工事	板金	機械検査	機械保全	機械	工場	さく井工事	板金	機械板金	機械系保全	機械診断	機械	建工事	水産練り製品製造	石材施工	強化プラスチック成形	和裁	わらぶき
ロータリー式さく井工事	機械板金	機械系保全	機械診断	機械検査	機械保全	機械	工場	さく井工事	板金	機械	建工事	水産練り製品製造	石材施工	強化プラスチック成形	和裁	わらぶき	
式さく井工事	機械板金	機械系保全	機械診断	機械検査	機械保全	機械	工場	さく井工事	板金	機械	建工事	水産練り製品製造	石材施工	強化プラスチック成形	和裁	わらぶき	

配管	型枠工事	鉄筋施工	型枠施工	コンクリート圧送施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋組立て	建築配管																				
冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て	機械検査	職種	試験科目	塗装	電気製図	機械・プラント製作図	ガラス施工	自動ドア施工	自働ドア施工	ガラス工事	機械製図	機械製図	機械製図	電気製図	機械・プラント製図	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き	機械製図手書き	機械製図手書き	電気製図	機械・プラント製図	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き	建築配管	大工工事	大工工事	和裁

3 三級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

和裁	建築大工	建築大工	配管	配管	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目	職種	試験科目
和服製作	大工工事	大工工事	建築配管	建築配管	金属製カーテンウォール工事	改塗アルトシート防水工事	アスファルト防水工事	アスファルトシート防水工事											
2 一級及び二級の技能検定	1 特級の技能検定	(一) 実技試験	(二) 試験の期日	(一) 平成二十三年十一月五日(月曜日)から平成二十四年一月十九日(日曜日)までの間ににおいて山口県職業能力開発協会が指定する日	(二) 学科試験	樹脂接着剤注入施工	電子回路接続	電子回路接続	樹脂接着剤注入工事	樹脂接着剤注入施工	電子回路接続								

職	種	実施期日
機械検査 筋施工	電気機器組立て ガラス施工 金属材料試験	平成二十四年一月二十二日（日曜日）
かわらぶき 機械保全	さく井 業機械整備 テングウォール 施工	平成二十四年一月二十九日（日曜日）
半導体製品 自動ドア施工	金型製作 工場板金 冷凍空気調 整機械 ・コンクリート 機械 ・ブランク 工場 施工	平成二十四年一月二十九日（日曜日）
電気製図 空気圧装置 塗装	自 動 販 売 機 調 整 油圧装置調整 チック成形 防水施工 石材 力	平成二十四年一月二十九日（日曜日）
和裁 建築大工		
平成二十四年一月五日 (日曜日)		

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者である」と。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間
平成二十三年十月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで（郵送の場合、
十月十四日までの消印のあるもの）有効とする。）

六 受検申請書等の提出先
山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三一〇〇七四

七
卷之二

二) (一) 受検申請書 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する

書面(二)――和田の風土

八
受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) (二) 学科試験にあつては、三千百円 実技試験にあつては、次の11の表から5の表までの上欄に掲げる職種、ことにそれ

それこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職種	実施期日			平成二十四年一月五日 (日曜日)
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工				

4 単一等級の技能検定

三
話駄の場所

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第一一四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者である。」。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の一に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

2 一級及び二級の技能検定

職

職種	手数料	和裁 機械・プラント製図 電気製図	機械検査 婦人子供服製造	整地下工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 空氣圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空氣調和機器施工 機調
一万三千百円	一万三千七百円	和裁 機械・プラント製図 電気製図	機械検査 婦人子供服製造	整地下工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 空氣圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空氣調和機器施工 機調

ル配管施工	プラスチック成形	石材施工	水産練り製品製造	建築大工	かわらぶき	一万六千五百円
型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	カーテンウォール		
自動ドア施工	ガラス施工	金属材料試験	塗装			

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千円
機械検査		四千六百円

電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管

五千五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千七百円
機械検査		一万三千百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工		一万六千五百円

九 問題の公表

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。



九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十三年十一月二十五日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十四年三月十三日(火曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその

項を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターに対すること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二一八六四六)にすること。

(一七七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年九月一日

山口県知事 二井関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字西高泊字台ノ田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字西高泊三二七一番地

大田 篤

九 問題の公表

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年九月一日

山口県知事 二井関成

一 事務を担当する
山口県立山口図書館

山口市後河原一五〇番地の一
か

二 落札に係る物品等の名称及び数量
図書館ネットワークシステム 一式
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十三年七月八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町一一番一〇号

六 落札金額
一億二百三十四万八千九百六十円

七 入札公告日
平成二十三年五月十日

八 その他
(一) 契約担当者
山口県立山口図書館長 長田 真吾

(二) 調達方法
借り入れ

(三) 落札方式
総合評価



山口県選挙管理委員会告示第六十九号

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「周南莊」
周南市五月町一一番一號」に改める。

平成
二十三年九月二日発行

発行
人所

山口県知事
山口県